

飯田警察署速度取締指針

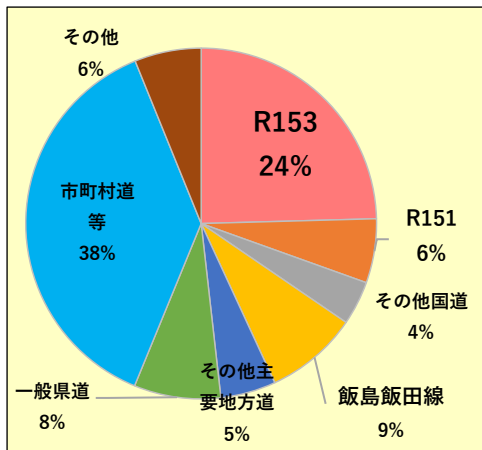
飯田警察署の速度取締り重点			
重点路線	重点時間帯	重点区域	規制速度
国道153号	6:00 ～ 20:00	アップロード	法定速度 (60km/h)
		阿智村・平谷村・根羽村 (西部3村)	指定速度 50km/h
国道151号	6:00～ 20:00	飯田市八幡町～飯田市下瀬	指定速度 40km/h 50km/h
主要地方道 飯島飯田線 (フルーツライン)	6:00～ 20:00	飯田市育良町～松川町上片桐	法定速度 指定速度50km/h

☆ 交通事故総量抑制及び交通事故被害軽減のため、重点路線以外でも取締を実施します。
 ☆ 交通事故の発生状況、住民からの取締り要望等を踏まえ、総合的な交通指導取締を実施します。
 ☆ 速度取締重点については、交通事故発生状況等により、随時見直しを行います。

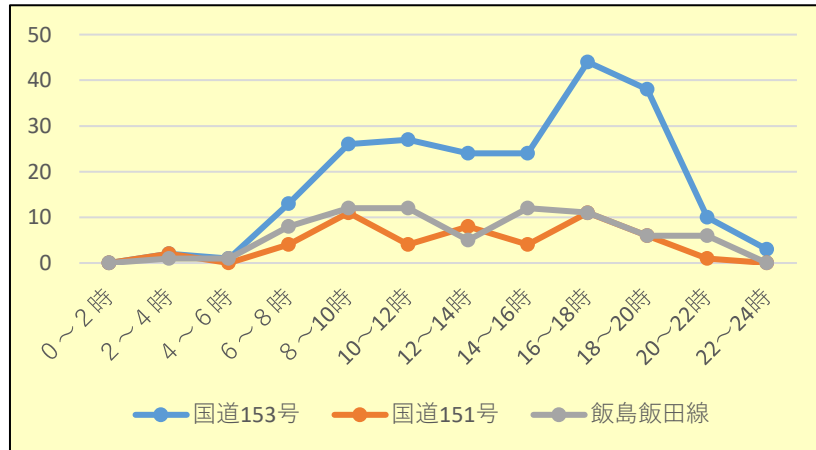
飯田警察署管内の交通事故発生状況

平成31～令和3年に飯田警察署管内では、人身交通事故が「**863件**」発生しました。

路線別発生状況



時間別発生状況



- ◆ 管内の事故の25%がR153で発生
- ◆ 死亡重傷事故で速度起因は15.4%
- ◆ 死亡・重傷事故の10.3%が速度超過（全人身事故では2.8%）
- ◆ 通勤通学時間帯に多発
- ◆ 死亡・重傷事故の76.0%が昼間に発生

総合的な速度管理の必要性

（長野県警察速度管理指針より）

- 死亡事故に占める規制速度超過事故の割合は60.1%。
- 規制速度超過車両による交通事故は、規制速度遵守車両に比べ死亡事故となる確率が5.2倍となる。
- 危険認知速度が高いほど死亡事故になる確率が高くなり、60キロでは50キロの2.7倍、70キロでは9.1倍となる。
- 速度を抑制することによって交通事故被害の軽減が期待できる。